

制限措置(長門農林水産事務所及び萩農林水産事務所管内に係るもの)

No	漁業名	制限措置:第11条						第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
1	小型機船 底びき網	手繰第二種 (餌びき網)	3トン未満	定めなし	別記1	4月1日から翌年1月31 日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
2	小型機船 底びき網	手繰第二種 (なまこぎ網)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、30キロ ワット(15馬力)以下)	別記2	11月1日から翌年3月31 日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のう ち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
3	小型機船 底びき網	手繰第三種 (なまこ桁網)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、30キロ ワット(15馬力)以下)	別記3	11月1日から翌年3月31 日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のう ち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
4	小型機船 底びき網	手繰第三種 (なまこ桁網)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、30キロ ワット(15馬力)以下)	別記4	11月1日から翌年3月31 日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のう ち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
5	小型機船 底びき網	手繰第三種 (なまこ桁網)	3トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、30キロ ワット(15馬力)以下)	別記5	12月15日から翌年3月 31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のう ち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
6	機船船び き網	さより船びき網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、60キロ ワット(30馬力)以下)	別記6	12月1日から翌年5月31 日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
7	機船船び き網	いわし船びき 網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、60キロ ワット(30馬力)以下)	阿武町地先	1月1日から12月31日ま で	山口県阿武郡阿武町に漁業根拠地を有する 者	○	○
8	機船船び き網	いわし船びき 網	5トン未満	48キロワット(15馬力)以下(ただし、 電気点火機関にあっては、60キロ ワット(30馬力)以下)	平成17年3月5日に おける萩市地先	1月1日から12月31日ま で	山口県萩市に漁業根拠地を有する者	○	○

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
9	機船船びき網	先漕船を使用するいわし船びき網	5トン未満	(先漕船) 147キロワット(40馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、147キロワット(60馬力)以下) (網船) 48キロワット(15馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、60キロワット(30馬力)以下)	長門市三隅地先	1月1日から12月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
10	機船船びき網	いわし中層びき網	5トン未満	127キロワット(35馬力)以下(ただし、電気点火機関にあっては、127キロワット(60馬力)以下)	別記7	1月1日から12月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者	○	○
11	刺し網	とびうお流刺し網	定めなし	定めなし	山口県外海	4月1日から8月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
12	刺し網	やずまき刺し網	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	
13	建網	とびうお建網	定めなし	定めなし	別記8	6月1日から7月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
14	建網	しび建網	定めなし	定めなし	別記9	9月1日から11月30日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
15	建網	あじ建網	定めなし	定めなし	別記10	1月1日から12月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○

No	漁業名	制限措置:第11条					第14条第1項 第1号	第14条第1項 第4号	
		漁業種類	船舶の 総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	継続	承継
16	建網	すずき建網	定めなし	定めなし	別記11	1月1日から12月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
17	建網	すずき建網	定めなし	定めなし	別記12	1月1日から12月31日まで	山口県萩市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
18	建網	すずき建網	定めなし	定めなし	別記13	1月1日から12月31日まで	山口県長門市に漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者	○	○
19	建網	沖建網	定めなし	定めなし	山口県外海ただし 第2種共同漁業権設 定区域を除く	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
20	敷網	棒受網	15トン未満	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
21	すくい網	すくい網	15トン未満	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
22	かご	雑魚かご	定めなし	定めなし	別記14	1月1日から12月31日まで	山口県阿武郡阿武町、萩市、長門市に漁業根拠地を有する者	○	○
23	かご	ふぐかご	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県の日本海側に漁業根拠地を有する者	○	○
24	かご	筒	定めなし	定めなし	山口県外海	1月1日から12月31日まで	山口県阿武郡阿武町、萩市、長門市に漁業根拠地を有する者	○	○